

## 財 産 目 録

令和04年03月31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
預金						
普通預金	西日本シティ銀行 福岡銀行 ゆうちょ銀行		運転資金として (本部、軽費、 ヘルパーステーション)			33,863,580
	西日本シティ銀行 福岡銀行 ゆうちょ銀行		運転資金として (グループホーム)			31,747,912
定期預金	西日本シティ銀行 福岡銀行		運転資金として (軽費、ヘルパーステーション)			33,000,000
			小計			98,611,492
事業未収金	北九州サニーホーム		2、3月分介護報酬等			2,203,955
	グループホーム		2、3月分介護報酬等			5,017,003
			小計			7,220,958
未収補助金	北九州サニーホーム		平成2年度施設機能強化推 進事業費補助金			283,000
前払金	北九州サニーホーム		借地料、リサイクル料等			214,940
	グループホーム		リサイクル料等			7,150
			小計			222,090
			流動資産合計			106,337,540
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1926番地1		第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型			33,330,798
建物	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1番1号	1973年度	第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型 (新築)	92,000,000	91,999,999	1
	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1番1号	1992年度	第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型 新館(増築)	16,857,400	11,522,668	5,334,732
	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1番1号	2003年度	第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型 エレベーター(増 )	12,000,000	11,280,000	720,000
	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1番1号	2005年度	第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型 厨房(増築)	9,206,833	3,470,262	5,736,571
	北九州市小倉南区長野本 町四丁目1944番地	2005年度	第二種社会福祉事業 認知症対応型老人共同 生活援助事業(新築)	46,037,985	34,388,973	11,649,012
			小計			23,440,316
			基本財産合計			56,771,114
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	消火設備他		軽費老人ホーム等の設備	35,897,636	20,281,276	15,616,360
構築物	高圧引き込み受変電設備他		軽費老人ホーム等の設備	9,671,000	7,142,734	2,528,266
車輛運搬具	ハイエースワゴン他4台		利用者送迎用及び事務用に 使用	8,794,922	7,273,611	1,521,311
器具及び備品	テレビ他		入居者用器具備品 事務用器具備品	29,361,225	22,931,797	6,429,428
ソフトウェア	給与ソフト他		職員の給与計算等	1,070,760	903,314	167,446
人件費積立資産	人件費積立資産		将来における人件費の不足 の為			2,000,000
施設整備等積立資産	施設整備等積立資産		建物整備(修繕、改修等)の 為			69,300,000
			その他の固定資産合計			97,562,811
			固定資産合計			154,333,925
			資産合計			260,671,465
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金						12,642,047
預り金						614,413
賞与引当金						4,624,500
			流動負債合計			17,880,960
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金						2,166,900
			固定負債合計			2,166,900
			負債合計			20,047,860

## 財 産 目 録

令和04年03月31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
差引純資産						240,623,605

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
  - ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
  - ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
  - ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
  - ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
  - ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
  - ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
  - ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
  - ・預金に関する口座番号は任意記載とする。